二　第四十九条の改正規定、第五十条の改正規定、第五十八条の改正規定及び第五十九条の改正規定並びに附則第九条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（全国森林計画に関する経過措置）

第二条　農林水産大臣は、平成二十三年九月三十日までに、この法律による改正後の森林法（以下「新法」という。）第四条の規定の例により、前条第一号に掲げる規定の施行の際現にこの法律による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第四条の規定によりたてられている全国森林計画を変更しなければならない。この場合において、当該全国森林計画の変更は、平成二十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2　前項の規定により変更された全国森林計画は、新法第四条の規定により変更された全国森林計画とみなす。

（地域森林計画に関する経過措置）

第三条　都道府県知事は、平成二十三年十二月三十一日までに、新法第五条及び第六条の規定の例により、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられている地域森林計画（平成十九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該地域森林計画の変更は、平成二十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2　都道府県知事は、平成二十四年四月一日をその計画期間の始期とする地域森林計画をたてる場合には、旧法第五条及び第六条の規定にかかわらず、新法第五条及び第六条の規定の例によるものとする。

3　前二項の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画は、新法第五条及び第六条の規定により変更され、又はたてられた地域森林計画とみなす。

（国有林の森林計画に関する経過措置）

第四条　森林管理局長は、平成二十三年十二月三十一日までに、新法第七条の二の規定の例により、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧法第七条の二の規定によりたてられている森林計画（平成十九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成二十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2　森林管理局長は、平成二十四年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてる場合には、旧法第七条の二の規定にかかわらず、新法第七条の二の規定の例によるものとする。

3　前二項の規定により変更され、又はたてられた森林計画は、新法第七条の二の規定により変更され、又はたてられた森林計画とみなす。

（市町村森林整備計画に関する経過措置）

第五条　市町村は、平成二十四年三月三十一日までに、新法第十条の五及び第十条の六の規定の例により、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧法第十条の五の規定によりたてられている市町村森林整備計画（平成十九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。）を変更しなければならない。この場合において、当該市町村森林整備計画の変更は、平成二十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2　市町村は、平成二十四年四月一日をその計画期間の始期とする市町村森林整備計画をたてる場合には、旧法第十条の五の規定にかかわらず、新法第十条の五の規定の例によるものとする。

3　前二項の規定により変更され、又はたてられた市町村森林整備計画は、新法第十条の五及び第十条の六の規定により変更され、又はたてられた市町村森林整備計画とみなす。

（伐採の中止及び伐採後の造林の命令に関する経過措置）

第六条　新法第十条の九第四項の規定は、この法律の施行後に新法第十条の八第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者について適用する。

（要間伐森林に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前に期限を定めてした旧法第十条の十第一項の規定による勧告（旧法第十条の五第二項第五号に規定する要間伐森林について市町村森林整備計画において定められている当該要間伐森林に係る間伐又は保育の方法及び時期に関する事項に従って間伐又は保育を実施すべき旨のものに限る。）は、新法第十条の十第三項の規定によりされた勧告とみなす。

（森林施業計画に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前に旧法第十一条第四項（旧法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画において定められている森林施業の実施については、なお従前の例による。

（使用権設定に関する認可に関する経過措置）

第九条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした旧法第五十条第二項の規定による意見の聴取は、新法第五十条第二項の規定によりされた意見の聴取とみなす。

（政令への委任）

第十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十一条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の項各号列記以外の部分中「都道府県」を「地方公共団体」に改め、同項に次の一号を加える。

六　第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林又は保安施設地区の区域内の森林に関するものに限る。）

別表第二土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の項の次に次のように加える。

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）	第十条の七の二第二項の規定により市町村が処理することとされている事務（第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための指定に係る保安林に関するものに限る。）

（森林組合法の一部改正）

第十三条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第十号及び第百一条第一項第十二号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第十四条　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第六条第一項第一号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

（森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正）

第十五条　森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（森林経営計画の変更等）」に改め、同条第一項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条第三項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「第十一条第四項各号」を「第十一条第五項各号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改め、「において」の下に「読み替えて」を加える。

（木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十六条　木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（森林経営計画の変更の特例）」に改め、同条第一項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林所有者等（」を「森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同条第二項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条第三項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

総務大臣　片山　善博
農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　直人